

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食品衛生法	法令の番号	昭和22年法律第233号																																		
許認可等の種類	食品営業の許可	根拠条項	第52条																																		
審査基準	<p>1 次の34業種であつて、食品衛生条例第1条の3により定めた基準（別表第2）を満たしていること。 ただし、この基準によることができないものであつて知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものについては、基準を緩和することができる。</p> <p>食品営業許可対象業種</p> <table border="0"> <tr> <td>1 飲食店営業</td> <td>18 食品の放射線照射業</td> </tr> <tr> <td>2 喫茶店営業</td> <td>19 清涼飲料水製造業</td> </tr> <tr> <td>3 菓子製造業</td> <td>20 乳酸菌飲料製造業</td> </tr> <tr> <td>4 あん類製造業</td> <td>21 氷雪製造業</td> </tr> <tr> <td>5 アイスクリーム類製造業</td> <td>22 氷雪販売業</td> </tr> <tr> <td>6 乳処理業</td> <td>23 食用油脂製造業</td> </tr> <tr> <td>7 特別牛乳搾取処理業</td> <td>24 マーガリン又はショートニング製造業</td> </tr> <tr> <td>8 乳製品製造業</td> <td>25 みそ製造業</td> </tr> <tr> <td>9 集乳業</td> <td>26 醬油製造業</td> </tr> <tr> <td>10 乳類販売業</td> <td>27 ソース類製造業</td> </tr> <tr> <td>11 食肉処理業</td> <td>28 酒類製造業</td> </tr> <tr> <td>12 食肉販売業</td> <td>29 豆腐製造業</td> </tr> <tr> <td>13 食肉製品製造業</td> <td>30 納豆製造業</td> </tr> <tr> <td>14 魚介類販売業</td> <td>31 めん類製造業</td> </tr> <tr> <td>15 魚介類せり売営業</td> <td>32 そうざい製造業</td> </tr> <tr> <td>16 魚肉ねり製品製造業</td> <td>33 缶詰又は瓶詰食品製造業</td> </tr> <tr> <td>17 食品の冷凍又は冷蔵業</td> <td>34 添加物製造業</td> </tr> </table>			1 飲食店営業	18 食品の放射線照射業	2 喫茶店営業	19 清涼飲料水製造業	3 菓子製造業	20 乳酸菌飲料製造業	4 あん類製造業	21 氷雪製造業	5 アイスクリーム類製造業	22 氷雪販売業	6 乳処理業	23 食用油脂製造業	7 特別牛乳搾取処理業	24 マーガリン又はショートニング製造業	8 乳製品製造業	25 みそ製造業	9 集乳業	26 醬油製造業	10 乳類販売業	27 ソース類製造業	11 食肉処理業	28 酒類製造業	12 食肉販売業	29 豆腐製造業	13 食肉製品製造業	30 納豆製造業	14 魚介類販売業	31 めん類製造業	15 魚介類せり売営業	32 そうざい製造業	16 魚肉ねり製品製造業	33 缶詰又は瓶詰食品製造業	17 食品の冷凍又は冷蔵業	34 添加物製造業
	1 飲食店営業	18 食品の放射線照射業																																			
2 喫茶店営業	19 清涼飲料水製造業																																				
3 菓子製造業	20 乳酸菌飲料製造業																																				
4 あん類製造業	21 氷雪製造業																																				
5 アイスクリーム類製造業	22 氷雪販売業																																				
6 乳処理業	23 食用油脂製造業																																				
7 特別牛乳搾取処理業	24 マーガリン又はショートニング製造業																																				
8 乳製品製造業	25 みそ製造業																																				
9 集乳業	26 醬油製造業																																				
10 乳類販売業	27 ソース類製造業																																				
11 食肉処理業	28 酒類製造業																																				
12 食肉販売業	29 豆腐製造業																																				
13 食肉製品製造業	30 納豆製造業																																				
14 魚介類販売業	31 めん類製造業																																				
15 魚介類せり売営業	32 そうざい製造業																																				
16 魚肉ねり製品製造業	33 缶詰又は瓶詰食品製造業																																				
17 食品の冷凍又は冷蔵業	34 添加物製造業																																				
<p>2 次の各号のいずれかに該当するものには許可を与えないことができる。</p> <p>一 食品衛生法又は食品衛生法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 食品衛生法第五十四条から第五十六条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>3 5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。</p>																																					
受付 機関	保健福祉事務所	処理 機関	保健福祉事 務所	交付 機関	保健福祉事 務所	標準処理期間	10日	目次																													
						標準経由期間	日	NO																													

